



答申第529号  
平成27年12月15日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号の規定に基づき、平成27年12月9日付け  
神行主課第2683号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例の導入に伴う  
軽自動車の検査情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 平成28年度から導入予定の軽自動車税経年重課及びグリーン化特例(軽課)の賦課徴収にあたり、地方公共団体情報システム機構より検査情報を収集することは、課税の正確かつ効率的な事務処理を行うことができ、市民サービス向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等適正な維持管理をおこなわなければならない。

軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例の導入に伴う  
軽自動車の検査情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【収集する情報項目】

車両番号

車台番号

車名コード

総排気量又は定格出力

型式

初度検査年月

軽課判定情報



答申第530号  
平成27年12月15日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成27年12月9日付け神行主  
課第2683号-2により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例の導入に伴う  
軽自動車の検査情報の課税システム処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 平成28年度から導入予定の軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例（軽課）の対  
象区分等を正確に把握するためには、電子計算機処理が不可欠であると認められるので、  
妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することの  
ないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わ  
れなければならない。

軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例の導入に伴う  
軽自動車の検査情報の課税システム処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【新たに追加する情報項目】

初度検査年月

軽課判定情報